

生駒市水洗便所改造資金融資あっせん要綱

(目的)

第1条 この告示は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）第2条第8号の規定に基づく本市処理区域（以下「処理区域」という。）内において、既設のくみ取り便所等を水洗便所（汚水管が公共下水道に連結されたものに限る。以下同じ。）に改造しようとする者に対し、市がその改造に必要な資金の融資をあっせんすることにより、公共下水道への接続促進を図り、環境衛生の向上に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 融資あっせん 市長が改造工事をしようとする者に対し、取扱金融機関に改造資金を融資あっせんすることをいう。
- (2) くみ取り便所等 くみ取り便所及び浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽（浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する単独処理浄化槽を含む。以下同じ。）による水洗便所をいう。
- (3) 改造工事 処理区域内において、くみ取り便所等を水洗便所に改造する工事及びこれと同時に施工するその他公共下水道接続に伴う排水設備等の工事をいう。
- (4) 改造資金 前号の工事をを行うための必要な資金をいう。
- (5) 取扱金融機関 融資あっせんを決定した者に対し、融資を行う金融機関で市長が指定したものをいう。
- (6) 供用開始 下水道法に基づく本市公共下水道の使用が可能となることをいう。

(融資あっせんを受けようとする者の要件)

第3条 融資あっせんを受けようとする者は（法人は除く。）は、次に掲げる要件を備えなければならない。

- (1) 処理区内における家屋の所有者又は、その所有者の同意を得た使用者であること。
- (2) 市内に居住し、住民基本台帳に記録され、独立の生計を営み、かつ市税及び下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。
- (3) 自己資金のみでは、改造資金を一時負担することが困難であること。
- (4) 連帯保証人1名を有すること。

(融資あっせん額及び利子補給対象融資額)

第4条 融資あっせん額は、改造工事1件につき50万円以内（1万円単位）を限度額と

する。

2 前項の改造工事とは、1個のくみ取り口を有する大小便所又は1基の浄化槽に連結した大小便所を水洗便所に改造することを言う。

3 利子補給対象額は、第1項に定める融資あっせん額のうち、次表の左欄に掲げる改造時期に応じ、同表右欄に掲げる金額とする。この場合において改造時期については、生駒市下水道条例施行規則（昭和59年4月生駒市規則第7号。以下「規則」という。）第6条に規定する排水設備等確認申請（以下「確認申請書」という。）を市長が受理した日を基準とする。

改 造 時 期	利子補給対象融資額
供用開始の告示日から1年以内	50万円以内
供用開始告示日から1年を超え2年以内	40万円以内
供用開始告示日から2年を超え3年以内	30万円以内
供用開始告示日から3年を超える	20万円以内

（融資あっせんの申請）

第5条 融資あっせんを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、水洗便所改造資金融資あっせん申請書（様式第1号）に確認申請書、工事見積書その他市長が必要と認める書類を添え、市長に提出しなければならない。

（融資あっせんの決定及び通知）

第6条 市長は、前条の申請があった場合その適否を決定し、水洗便所改造資金融資あっせん承認・不承認決定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に対し通知するものとする。

（取扱金融機関の融資の適否）

第7条 取扱金融機関は、前条で承認を受けた申請者の融資の適否を審査の上、その結果を市長及び申請者に通知するものとする。

（融資あっせん額等の確定）

第8条 市長は生駒市下水道条例（昭和59年4月生駒市条例第15号（以下「条例」と

いう。)) 第9条第1項に規定する検査合格後において、融資あっせん額及び利子補給対象融資額を決定し、水洗便所改造資金融資あっせん額確定通知書(様式第3号)により取扱金融機関及び申請者に通知するものとする。

(融資の手続き)

第9条 申請者は条例第9条第2項の規定により検査済証の交付を受けた後に、取扱金融機関に対し、次に掲げる書類を添えて融資の申し込みをすることができる。

- (1) 水洗便所改造資金融資あっせん額確定通知書
- (2) 検査済証
- (3) その他取扱金融機関が必要と認める書類

(融資の利率)

第10条 取扱金融機関が融資あっせんを受けた者(以下「借受人」という。)に対して行う融資の利率は、融資を行う年度の当初日(4月1日が取扱金融機関の休業日の場合は翌営業日とする。)の長期プライムレートとする。

(利子補給)

第11条 市長は、借受人が融資あっせん資金を完済したときは、借受人に対して、第8条で定める利子補給対象融資額に係る約定償還(繰り上げ償還があった場合は、当該償還日)までの利子の金額を補給する。ただし、借受人の履行遅延による延滞利息は、借受人の負担とする。

2 利子補給を受けようとする者は、水洗便所改造資金融資利子補給金申請書(様式第4号)に取扱金融機関から完済証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(融資あっせん額の償還方法)

第12条 融資あっせん額の償還は、融資を受けた日の属する月の翌月から36ヶ月以内の元金均等月賦償還(100円未満の端数があるときは、最終回の償還金額に合算する。)とする。ただし、期限前において全額繰り上げ償還することができる。

2 借受人が融資あっせん資金の全額を償還する前に、市外へ住所を移転するとき又は融資あっせんにより改造した便所の所有権を第三者に譲渡しようとするときは、前項の規定に関わらず期限前であっても全額繰り上げ償還しなければならない。

(届出の義務)

第13条 借受人が次の各号の1に該当することになった場合は、当該各号に定める者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 死亡したときは相続人
- (2) 氏名又は住所を変更したときは、借受人

(3) 仮差押、仮処分、強制執行、破産及び競売の申し立て等を受けたときは、借受人
(融資あっせんの取消)

第14条 市長は借受人が次の各号の1に該当する場合は、融資あっせんの決定を取り消すものとする。

(1) 第3条各号に規定する条件を欠くことになったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により融資を受けたとき。

(3) 借受人の責に帰すべき理由により償還を怠ったとき。

2 市長は、前項の規定により、融資あっせんの決定を取り消した場合は、融資金の繰り上げ償還を命ずることができる。

(保証人の要件等)

第15条 第3条第4号に規定する保証人は、独立の生計を営み、融資を受けた者に代わって償還できる返済能力を有する者でなければならない。

2 借受人は、やむを得ない理由により保証人を変更するとき又は前項に定める要件を欠くこととなったときは、新たに保証人をたて、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。

(損失補償)

第16条 借受人及び連帯保証人の債務不履行により取扱金融機関が損失を被ったときは、市長は、これを補償するものとする。

2 取扱金融機関は、前項の規定による補償と引換に借受人が有する残債権を市長に譲渡するものとする。

(委任)

第17条 この告示の定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成19年1月1日から施行する。

(生駒市水洗便所改造資金融資あっせん要綱の廃止)

2 生駒市水洗便所改造資金融資あっせん要綱(平成13年9月生駒市告示第167号。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この告示の施行の際、現に旧要綱の規定により承認済及び運用中のものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成25年1月8日から施行する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年1月1日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和9年3月31日限り、その効力を失う。